

令和3年8月30日原案可決

議案第1号

倉浜衛生施設組合議会  
議長 小谷 良 博



倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の  
一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり提出する。

令和3年8月30日

倉浜衛生施設組合

管理者 桑江 朝千夫

(提案理由)

倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料について、廃棄物処理原価と大きく乖離して  
いるため、処理手数料を改める必要があるので、この案を提出する。

原本の写に相違ないことを証明する

令和3年8月30日

倉浜衛生施設組合

管理者 桑江朝千夫



倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例の一部を改正する条例

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

区 分		し尿処理手数料
し尿 浄化槽汚泥	組合構成市町から 許可を受けた者が搬入	10キログラムにつき4円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。